

## 用語説明

### ABL

Asset Based Lendingの略。  
売掛金／在庫等の動産を担保とする与信。

### CCF

Credit Conversion Factorの略。  
債務保証やデリバティブ取引等のオフバランス取引について、オンバランスに相当する額に換算するために必要な比率。

### CVAリスク相当額

デリバティブ取引における、相手方の信用力の変化に伴うエクスポージャーの時価変動リスクに対する所要自己資本額。

### EL

Expected Lossの略。  
今後1年間に平均的に発生が見込まれる期待損失。

### LGD

Loss Given Defaultの略。  
債務者がデフォルトした場合に想定される損失率。デフォルト時の債権額に対する回収不能額の割合。

### PD

Probability of Defaultの略。  
1年の間に債務者がデフォルトする確率。

### VaR

Value at Riskの略。  
金融資産ポートフォリオを一定期間保有した際、ある一定の確率で発生する予想最大損失額。

### 裏付資産

証券化エクスポージャー等にかかる元利金の支払の源泉となる資産の総称。

### オブジェクト・ファイナンス

船舶、航空機等の取得のための信用供与のうち、当該有形資産からの収益のみを返済原資とし、当該有形資産を担保とするものであって、かつ、当該有形資産および当該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有しているもの。

### オペレーショナル・リスク相当額

パーゼル規制上、オペレーショナルリスクに賦課される所要資本額。

### オリジネーター

SMFGグループが証券化エクスポージャーを保有する際に、直接あるいは間接に証券化取引の原資産の組成に関わっている場合、または第三者からエクスポージャーを取得する証券化目的導管体が発行するABCPへのバックアップラインもしくは証券化目的導管体へのABLを供与する場合(スポンサーという)が該当する。

### カレント・エクスポージャー方式

派生商品取引等の与信相当額を算出する方法の1つ。取引を時価評価することにより算出した再構築コストに、想定元本に一定の掛け目を乗じて得た額(将来のエクスポージャー変動相当額)を加算して、与信相当額を算出する手法。

### 簡易手法

マーケット・ベース方式のうち、株式等エクスポージャーの額に、上場株式については300%、非上場株式については400%のリスク・ウェイトを乗じた額をもって株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とする手法。

### 基礎的手法(BIA)

The Basic Indicator Approach。  
金融機関全体の粗利益に一定の掛け目(15%)を乗じて得た額の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とする手法。

### クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)

Credit Default Swap。  
信用リスクを移転するデリバティブ取引。

### サービサーリスク

流動化取引において、売掛債権等の回収金が支払われないうちに調達企業が倒産し、当該回収金について権利主張できなくなるリスク。

### 再証券化取引

証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。ただし、原資産の全部が単一の証券化取引にかかるエクスポージャーである証券化取引であって、当該証券化取引の前後で証券化取引にかかるリスク特性が実質的に変更されていないもの等を除く。

### 自己資本比率告示

バーゼル合意に基づき、金融庁が決定した本邦の金融機関の自己資本比率に関する規制事項を一般に公式に知らせる行政行為および法令文書。

### 純資金流出額

ストレス下における資金流出額から資金流入額を減じて得た額。

### 小規模連結子法人

連結流動性カバレッジ比率の水準への影響が極めて小さい小規模の連結子法人。

### 証券化取引

原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造の関係にある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引等をいう。

### 信用リスク・アセット

資産額(貸出債権額等。含む、オフバランス取引の与信相当額)を信用リスクの度合いに応じて再評価した額。

### 信用リスク・アセットのみなし計算

ファンド向け与信等の信用リスク・アセット算出に用いる手法。ファンド等の裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を対象エクスポージャーの信用リスク・アセットとする方法や、裏付資産の構成をもとに定まるリスク・ウェイトを対象エクスポージャーに適用する方法などがある。

### 信用リスク削減手法

保証、担保、クレジットデリバティブの購入等により、信用リスクを削減する手法。

### スロットティング・クライテリア

内部格付手法のリスク・アセット計測において、特定貸付債権に対し、金融庁の設定する5段階のリスク・ウェイトに格付をマッピングする方法。

### 先進的計測手法(AMA)

Advanced Measurement Approaches.

金融機関の内部管理において用いられるオペレーショナルリスク計測手法に基づき、片側99.9%の信頼区間で、期間を1年間として予想される最大のオペレーショナルリスク損失の額に相当する額をオペレーショナル・リスク相当額とする手法。

### 段階的適用

バーゼル規制(信用リスク・オペレーショナルリスク)において内部格付手法/先進的計測手法の適用を予定している一部のグループ会社が、連結ベースでの導入時期よりも後に当該手法へ移行を行うこと。

### 中央清算機関関連エクスポージャー

市場で成立した売買を集約して債務引受・ネットティング・決済指図などを行う中央清算機関(CCP:Central Counterparty)向けエクスポージャー。

### 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

カードローン、クレジットカード等のように、債務の残高が個人の任意の判断で契約上定められた範囲を上限とし、変動しうるエクスポージャーであって、無担保で上限が一千万円以下のもの。

### 適格流動資産

ストレス下においても大きく減価することなしに換金できる資産であって、換金にかかる障害がない資産。

### 特定貸付債権

プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンスおよび事業用不動産向け貸付けを総称している。

### 内部格付手法(IRB)

The Internal Ratings-Based Approach.

高度なリスク管理を行っている金融機関が内部で推計したPD等を用いてリスク・アセットを計算する手法。事業法人等向けエクスポージャーについてLGDおよびEADの自行推計値を用いて計算を行う先進的内部格付手法と、LGDおよびEADについて当局指定の値を用いて計算を行う基礎的内部格付手法がある。

### 内部モデル手法

マーケット・ベース方式のうち、バリュー・アット・リスク・モデルを用いて算出した、内部格付手法採用行が保有する株式にかかる損失額を8%で除して得た額をもって株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とする手法。

### 内部モデル方式

各銀行が内部で定める方法で算出したVaRをマーケット・リスク相当額とする方法。

### ヒストリカル・シミュレーション法

リスクファクターのヒストリカルデータを用いることにより、乱数を使用せずに将来の変動をシミュレーションする手法。

### 標準的手法(SA)

The Standardised Approach.

与信相当額に、債務者の区分(事業法人、金融機関、国、リテール等)毎に当局指定のリスク・ウェイトを乗じて、リスク・アセットを算出する手法。

### 標準的方式

金融庁が定める計算式に従ってマーケット・リスク相当額を計測する方法。

### プロジェクト・ファイナンス

発電プラント、交通インフラ等の特定の事業に対する信用供与のうち、当該事業からの収益のみを返済原資とし、当該事業の有形資産を担保とするものであって、かつ、当該有形資産および当該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有しているもの。

### マーケット・ベース方式

簡易手法、内部モデル手法のいずれかの手法により株式等エクスポージャーのリスク・アセットを算出する方式。

### マーケット・リスク相当額

バーゼル規制上、市場関連リスクに賦課される所要資本額で、主にトレーディング勘定を対象に金利、株式、外国為替およびコモディティの4つのリスクカテゴリーについて算出。

### リスク・ウェイト

保有する資産(債権)の種類によって決まる信用リスクの大きさを示す指標。貸倒リスクの大きい資産ほど高いリスク・ウェイトとなる。

### リスク資本

業務運営上抱えるリスクによって、理論上、将来発生しうる最大損失額をカバーするために必要となる資本の額。規制上の所要自己資本とは異なり、金融機関が内部管理を目的に自主的に構築するリスク管理の枠組みの中で使用。

### 流動性カバレッジ比率(LCR)

Liquidity Coverage Ratio.

平成27年3月末より段階的な適用が開始されたバーゼルⅢ流動性規制指標。

30日間のストレス下での資金流出に対応できるよう、高品質な流動資産の保有を一定以上求めるもの。

### 流動性カバレッジ比率告示

バーゼル合意に基づき、金融庁が決定した本邦の金融機関の流動性カバレッジ比率に関する規制事項を一般に公式に知らせる行政行為および法令文書。